

第4回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成16年11月11日（水）午後1時30分から午後4時50分まで

2 場所

京都地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

栗津宣之，加納航治，新村 章，田山一郎，中西和之，中西たえ子，村上 勁，
山本晃生，脇田喜智夫，保倉 裕，大山隆司，蒲原範明

（説明者）

神田大助

（事務担当者）

原田一男，笹倉芳徳，神野 章，長路基樹，石川浩洋，森川守一，白井 宰，
田中時雄，園田恭弘

4 議題等

- (1) 前回までの委員会で出された意見の検討結果（経過）の報告
- (2) 刑事裁判手続及び裁判員制度の概要説明（ビデオ視聴を含む。）
- (3) 感想等の聴取
- (4) 次回の予定等

5 議事（発言者：■委員長，○委員，□説明者，◆事務担当者）

- (1) 開会
- (2) 配付資料説明
- (3) 委員長あいさつ
- (4) 前回までの委員会で出された意見の検討結果（経過）の報告

「前回までの意見交換についての報告」に基づいて報告

(5) 刑事裁判手続及び裁判員制度の概要説明（ビデオ視聴を含む。）

現在の刑事裁判手続について司法研修所作成の教材用ビデオを視聴後、神田裁判官から刑事裁判手続及び裁判員制度の概要説明があった（説明要旨へのリンク）。

(6) 刑事裁判手続及び裁判員制度についての感想等

- ビデオを見て、はたして被告人が突いたのかどうか、あるいはそのときにハンドバッグを強奪するという意思でやったのかどうかという判断はすごく難しいと思った。裁判官、検察官、弁護人であればプロとして、被告人の精神的な動揺などを見抜く経験や知識があると思うが、素人の私たちでは難しい。また、裁判員に任命された場合、裁判員にどれだけ発言権があるのか、どれだけ中身に関わっていくのかということがすごく気になった。
- 裁判長の許可を得て、証人や被告人に質問することができます。裁判官とか検察官とか弁護人とかプロであるがゆえに思い込んでしまっているような点を、素人の斬新な考えでこれどうなのと聞く質問が、我々から見たら、そうかこういう点もあるのかという部分が出てくる。おそらくそういうものが、より良い裁判へと高めていくのだと思います。プロでなくても判断できるという部分で国民が入ってきたらいいじゃないかというのが裁判員制度だと思います。
- 法廷のあの雰囲気の中で裁判員が発言するには、よほどの勇気というか、何か要るように思う。ところで、裁判員をどのようにして選ぶのかという点が分かりにくい。
- ◆ 事前に配付いたしました「裁判員制度広報に関する懇談会（第1回）」の配付資料6-4に基づいてご説明します。平成15年における裁判員制度対象事件の京都地方裁判所管内の終局事件数が、この表にあるように55件です。55件掛ける裁判員が各6人ということで330人の裁判員が必要ということに

なりますが、6人だけを呼び出すというわけにはいきません。1事件当たり50人を呼び出すと仮定すると、年間2750人を呼び出さなければいけないということになります。これを選挙人名簿登録者数で割ると、京都では0.13パーセントが候補者ということになります。しかし、実際のところは、終局事件数ではなく、新受件数で考える必要があり、これが平成15年で72件、補充員を置いたり、欠格事由、就業禁止規定などを想定すると、1件当たり50人以上の人を呼び出す必要があり、私どもの計算では6000人に近い数字が出てきます。

- 1件につき6人の裁判員が必要となるわけですが、検察官、弁護人の双方が4人まで無条件にこの人はだめですと言うことができます。さらに3人の補充員を置くことになると、検察官、弁護人の双方がそれぞれ2人まで無条件でこの人はだめですと言うことができます。そうすると21人はどうしても必要になります。さらに呼び出しても来ない人がいるだろうし、不適格とかいろんな事情の人もあるだろう、そうなってくると大体80人くらいの候補者を予定しておくことが必要になり、年間で6000人近い人が候補者になるということになります。その名簿が市町村から裁判所に送られてきて、今度は裁判所が1件について80人を選んで裁判所に来てもらい、最終的に6人の裁判員と3人の補充員を選んでいくという手続になります。
- 拒否権というのがどの範囲まであるのか、また、一度やったら免除されるのかとかいう問題についても分かりにくい。
- そういうことも、今後国民の間に浸透していくと思います。そういうものも含めて、裁判員裁判というのは、入っていけばやれるよというので国民の方々に自信を持って入ってもらえるように進めていかなければならない。マスコミの方々が大きな役割を担うのではないかということについては、いかがですか。
- 非常に荷が重いですが、当社では来年3月に裁判員制度についての特別番組を予定している。中身については、できるだけ制度について分かりやすいものを映

像にして紹介し、いろんな立場の人に出ていただいて意見を述べていただきた
いと考えている。

- 1時間なら1時間の裁判の間、真剣に一言一句逃さずに聞こうとすると、も
のすごく疲れる。専門家でも多分疲れると思うが、裁判員ならなおさらだと思
う。

また、ビデオで見た事案は証拠がなく、押したとか押さないとかが争われて
おり、やはり被害者の意見を聞いてしまうんじゃないかと思った。それはひよ
っとしたら専門家が考えていることとは違うのではないか、ビデオを見ながら
そういう危惧を感じ、これは裁判員になったら大変だと思った。

裁判員制度というのが大事だというのは分かるが、我々市民が選ばれたとき
に、それだけの意識をちゃんと持っているかという問題もある。3回3日間く
らい裁判員をやって、その間に意識を専門家程度にまで高めることができるか
となると、全然自信がないと感じた。

- 現実にその場を見たわけではなく、検察側、弁護側の言ったことを聞きなが
らの判断はやはり難しいと思う。以前に会社更生の事件で証人尋問を受けたこ
とがあるが、資料も何も持ち込めない状態でしゃべるわけで、非常に緊張した。
逆の立場で、裁判員が事実認定していくというときには、一言一句漏らさず
ということ非常に緊張もするだろうし、聞き漏らすということもあると思う。
証拠調べにおいて右から見るのと左から見るのと、前から見るのと後ろから見
るのとでは違うだろうから、それぞれの状況の中で難しい現実は予想される
と思う。

- 被害者の供述に引っ張られるのではないかという意見がありましたが、これ
については弁護人がおかしい点をいろいろ追求して行って、裁判員にここが問
題だという問題提起をしていくことで、それぞれの心証が形成されていくと思
います。

また、裁判が行われた日には、必ずその日の証拠調べについての心証を整理

しておくという意味で評議の場が持たれると思います。そこで裁判員から、あの点はどうなんですか、この点はどうなんですかと色々な質問が出て、それに対してプロの裁判官がかみ砕いて説明するということになります。裁判員が抱いた心証が間違っているのではないかという点では、評議の場で色々な議論を行いながら適正な心証を作っていくという作業をやっていくのだらうと思います。これは現実のプロの裁判官の合議でも同じです。新任の裁判官は合議の場で、自分はこう思うということの一つ一つ説明していき、先輩の裁判官はそれを静かに聞いています。そして、この点はどうしてそう言ったのですか、こういう見方はどうですかと反問していく。現実の合議というのは、そういうことの繰り返しです。裁判員裁判になれば、それを緻密に丁寧にやっていくことになるでしょう。だから、裁判員の人たちも、その点は心配しなくていいと思います。法律問題についてどうこう議論するのではなく、あの証人がこう言っていることについて、どう思いますかということ聞いていくのです。我々が社会生活をする上で、自分が認識したものから一定の判断をするについては議論を交わしているわけですから、3回3日間であっても十分理解できるというふうに思います。また、理解してもらえそうな合議を進めていく必要があると思います。

- 今日のビデオを見て、自分があのような立場に置かれたときに、果たして冷静に物が見られるのか、短時間の間に本当に正しい判断ができるのかということについて、不安というか心配を持ったというのも事実である。
- 昨日、家族にも話を聞いたが、どちらかという裁判員になるのには尻込みするという意見だった。その理由は倫理的な面と物理的な拘束の面がある。倫理的な面というのは、自分に人を裁くような資格があるだろうか、まして量刑となると懲役何年にするかということで、ものすごく重たいと感じるということである。物理的な拘束というのは、やはり3日も4日も連続で拘束されるのはかなわないというのが率直な意見である。私自身も量刑ということを考える

ことになったら、かなりつらいだろうなという気持ちがある。

この制度の一番の核心は、いかに実効的な、あるいは実のある評議ができるかというところにあると思うが、それを現実に担当する裁判官にとって心理的な受け入れ態勢がどうなのかという点を聞いてみたい。

また、新しい準備手続として争点整理が行われるということだが、予断排除の原則との関係はどうなるのかも伺いたい。

- まず、争点整理と予断排除の原則との関係ですが、あくまでも当事者それぞれが関与している状態で今後の訴訟審理をどういうふうに行っていくかという争点を明らかにして審理計画を立てる限度で行われる手続ですので、予断排除原則に反するものではないと解釈されています。

裁判員制度が裁判官にとってはどうかという点ですが、やはり新しいものに一步踏み出そうというときには、ある種の楽しみがあると同時に、ちょっとした怖さというようなものもあり、複雑なところはあります。しかし、裁判員制度導入の趣旨を踏まえると、そこは乗り越えてやっていかなければならないと思っています。

先ほど来、冷静にいろいろな証人の話を聞けるかというご指摘がありました。それは我々も裁判をやっていて日頃から感じるところです。自分では非常に冷静に話を聞いて判断しているつもりであっても、合議で話し合っている中で、こういう見方もあるんじゃないか、ああいう見方もあるんじゃないかと指摘を受けることで間違っただけに気付くことがあります。今後、裁判員の方に入ってもらって、感じ方の違うものを持ち寄ることによって、より深みのある議論ができるのではないかと期待しています。

- 量刑の問題について、先ほどのビデオでは7年の求刑に対して4年という判断をしています。これはこれまでの裁判例を踏まえた上で、犯行の態様、傷の程度、被害額、あるいは被告人の身上、経歴、動機などから4年という判断をしているわけです。裁判員に入ってもらって合議を行う場合にも、これまでの

裁判例ではこのような量刑がなされてきました、皆さんはどう思いますか、というふうに聞いていくと思います。裁判員が入ることによって、やはりもう少し厳しい刑でなければならないのではないかという意見が出ることもあるでしょうが、いろいろな意見が相殺され、中和されて一つの量刑判断ができてきます。基本的には、やはりプロの裁判官がいかに分かりやすく説明し、裁判員が主体的に自分の意見を言えるように持っていくかが重要だと思います。

- 検察庁としても、今は法律の運用の仕方などを検討している段階である。もちろん、法廷で分かりやすくという点では、説明の仕方、資料や表示方法等について問題意識を持って検討している状況である。

個人的には法曹のみならず一般国民が議論して結論を出していくというのは、真実の発見や適正な量刑に資するものであると考えている。したがって、裁判官が裁判員に対していろいろ説明して説得するというのではなく、裁判員としてどういう考えを持っているのかということで議論しあって確かめ合っているものにしていくという発想でやっていく必要があるのではないかと思う。

なお、今後、広報活動をしていく上で具体的な事例をもとに説明していくことは必要だと思うが、このような事例では判決は4年というように、量刑を含めてミスリードにならないように気を付ける必要があると思う。

- 刑事弁護という点では、まず弁護士の数が不足している。特に京都の北部地域で不足している。また、弁護士というのはいろんな事件を担当しており、いろんな予定がある中で集中審理に向けて準備をしなければならない。そういう点では、事件に取り組める態勢と質が現状では不十分だといえる。

また、捜査段階から被疑者弁護をしていかないと争点整理などの十分な準備ができないわけで、弁護士の体制作りという点で大きな課題を抱えている。

さらに、裁判員が入るとなると、ビデオで捜査の状況を押さえておくなど、捜査の可視化がなおさら不可欠だと考えている。

- 報道機関の立場からは、裁判員制度の中身を広く宣伝して、国民の理解を助

けるということは非常に大事な仕事で、その責任も大きいと思うが、その改革を担う人たちからそれを伝えるべきインパクトが起こらないと、なかなかそれを報道しようということにはならないのではないかと思う。なかなか一朝一夕でこうすればうまくいくというのはないような気がする。

- どうして我々の身近にある事件ではなく、やくざが関係した殺人事件などの重罪事件が対象なのかなど、国民にとって分かりにくい点があると思う。裁判員制度の理念は分かるが、これから5年の間にものすごく努力しないと国民は納得しないのではないか。
- マスメディアとしては、自ら推進するという立場ではなく、いかに広めるか、理解してもらうかということに力を尽くさなければならないと思っている。陪審員制度ができたときには、5年間の周知期間に広報用の映画が作られ、全国各地で上映されたと聞いている。裁判員制度の広報も相当お金がかかると思うが、そのお金も国民が負担するという意識で広報していかないと理解は深まらないと思う。
- 戦前の陪審の手引きという本によると、当時の広報としては、講演会の開催が大正15年から昭和3年までに3339回、聴衆124万人、出版物の配布等も盛んで、その他活動写真、ラジオ、新聞、雑誌の利用、さらに各地に陪審員法廷を作ったりということで、当時のお金で700万円以上が投入されたということである。また、当時は3円以上の納税者だけが陪審員の資格者であったが、昭和3年の京都で最初の陪審員候補者の数は1201人ということである。なお、映画については法曹三者で現在準備中である。
- 裁判員制度が本当に定着していくためには、現在の子供たちにしっかり教えていく必要がある。ただ、教える側の教員の理解がまだまだで、研修制度などを利用していかないと指導できないだろうと思う。その上で、例えば裁判官など法曹関係者による出前授業のようなものをしてもらわないと教育現場での対応は難しいのではないか。

○ 70パーセントの国民が参加したくないというデータを見ると，一般国民の意識調査をした上での答申なのかどうか疑問がある。下からわき上がってきたものではなく，上から与えられるというのではなかなか根付かないのではないか。

■ いろんな調査はあったと思いますが，国民が主体的に司法に参画していくという制度を作っていこうというのが今回の司法制度改革の一つの眼目であったということをご理解いただきたいと思います。

我々司法に籍を置く者としては，決められたことについては粛々とやっていくし，我々の後輩たちはこの改革をやり遂げるだろうと信じています。また，国民の皆さんも裁判の場に入ってきて評議の場というものを経験することによって，プロの裁判官が誠心誠意その事件に取り組んでいる姿を見て更に信頼を高めていただけるという自信も持っています。そういう前提で委員の皆さんには裁判員制度の情報発信について考えていただきたいと思っています。

(7) 次回のテーマ

「裁判員制度と広報」（仮題）

(8) 次回期日

平成17年3月10日（木）

(9) 次々回期日

平成17年7月上旬（事務局で調整）